

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年11月1日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	山田 正頼	木田郡三木町大字下高岡2083番地	令和4年10月6日